

## 200km から 1000km までの BRM に関する規則

### 第1条

本イベント(BRM)の認定権を有するのは、全世界で Audax Club Parisien(以下 ACP)のみである。ACP がすべてのブルベを認定する。ブルベのすべての認定には認定番号が割り当てられる。認定番号は受理日時による時系列順に割り当てられる。ACP は 1921 年の創設以来のすべての認定を記録している。

### 第2条

ブルベは、保険に契約しているいかなるアマチュアサイクリストに対しても開かれており、そのサイクリストの加入する自転車クラブの如何によらない。未成年の走者は、親もしくは法的保護者の同意を必要とする。

(仏語版では未成年の参加条件として以下の文が記述されている:『ただし未成年者の参加に関しては、ACPおよび主催者の免責を明確に記述した、保護者(親権者あるいは法定後見人)の承諾書と、過去6ヶ月以内に受診した健康診断書の提出が必要となる。』)

人力で動く車両(Human-Powered Vehicle)であれば参加可能である。唯一の条件は、該当の車両が走者の力のみによって駆動されることである。

### 第3条

ブルベに参加するには、走者はイベント主催者の指定する参加申込書に必要事項を記入し、参加料を支払わねばならない。いくつかの国においては、主催組織の責任免除に対する同意の署名を必要とする。

### 第4条

走者はおおのの所属団体を通じて、あるいは個人として、第三者賠償責任保険に加入していなければならない(総合保険の多くは、有料の企画イベントへの参加を保険適用外と位置づけているため注意が必要である)。参加者は、保険契約書の記載内容や、保険会社に証書を作成してもらう等の方法で、自らが加入している保険がBRMを担保していることを証明しなければならない。主催者がスタート地点でBRMが担保されている保険への加入を受け付けている場合もあるが、そうでない場合は保険未加入の者の参加は認められない。(訳注:英語版は文が中断しているため、イタリック部は仏語版より訳出した)

## 第5条

ブルベ開催中、それぞれの走者は私的な走行を行っていると思なされる。走者はすべての**交通規則**を遵守して走行し、すべての交通信号を守らねばならない。

ACP、他の主催者、ACP representative（国内におけるACPの代理人）とその組織は、ブルベのコースにおけるいかなる事故についてもその責任を負うことは不可能であり、また、責任を負わない。

## 第6条

**夜間**走行のために、車両に確実に固定された**前照灯と尾灯**とを装備することが必要である。灯火は常に完全に機能することが必要である(予備灯火は強く推奨される; 予備電球が必要である)。少なくとも一つの尾灯は(点滅モードではなく)常時点灯モードでなればならない。上記の要求を満たせない走者は出走を許可されない。

灯火は夕方から明け方まで点灯しなければならない。また他の視界不良の条件下(雨天、霧等)でも同様である。走者は、グループで走ろうと単独であろうと上記の要求を満たさねばならない。**いかなる走者も各自の灯火を使用しなければならない!** すべての走者は**反射ベスト、反射たすき、反射肩掛けベルト(Sam Browne belt)**、もしくは前後の見えやすい位置に反射素材がついた同様のものを着用しなければならない。

本夜間走行規則のいかなる違反をも、走者は即座に失格となる。

## 第7条

各走者は、一切を自力で行わなければならない。コース上では、伴走車やいかなる種類のサポートも許可されない。個人的なサポートはチェックポイントのみで許される。本要項に関するいかなる違反でも、走者は即座に失格となる。

スタート時に、もし主催者が走行グループを作ったとしても、走者はだれでも各自のペースで走行し、そのグループからいつでも抜けてよい。いかなる走者もグループリーダーとは見なされない。またグループリーダーを示す印(ジャージ、腕輪、その他)、もしくは称号(主将)は許されない。

すべての走者は社会規範に従って行動し、すべての交通法規、道路標識、規制を遵守することが求められる。すべての走者は走行地の慣習を尊重した礼儀正しい態度が求められる。

## 第8条

スタート時に、走者はブルベカードと、経路とチェックポイントの位置を示したキューシートを受け取る。**保険の関係もあり**、走者は経路に沿って走らねばならない。もし経路から離れたら、経路から離れた地

点まで戻って経路に復帰しなければならない。主催者の指示のない場合にはショートカットや迂回路を通ってはならない。走者はブルベカードに印を貰うためにチェックポイントに止まらねばならない。主催者は経路沿いに未公表のチェックポイントを置くことができる。これは通知された経路を走行することを参加者に守らせるためである。(訳注:イタリック部分は仏語版より)

主催者はAudax Club Parisienのブルベカード、もしくはACPに承認されたローカルなブルベカードを使用しなければならない。

## 第9条

主催者は主催メンバーがいないチェックポイント(無人チェックポイント)を設定することが出来る。このようなチェックポイントでは走者は、主催者がチェックポイントとして指定した施設でブルベカードに印を貰う必要がある。このチェックポイントとして指定される施設は、商店やガソリンスタンドなどである。チェックポイントの情報は、通過すべき時刻と(24時間以上のブルベのために)日付と共にブルベカードに記される。

無人チェックポイントで印をもらう手段が無い(例えば、真夜中に到着するなど)場合、走者は以下のような方法で印の代わりとする。

(1)チェックポイントの情報(通過日時、走者の氏名、クラブ名)を主催者に葉書で送付する。

(2)通過日時と共に、チェックポイントでのあらかじめ決められたランドマークや特徴を証拠としてブルベカードに書き込む。

葉書を投函した場合は、ブルベカードの当該コントロールポイント欄に、葉書を投函した日時と合わせて「CP」と記入しなければならない。主催者は無人チェックポイントでどの方法を採用するかを決定してよい。

**チェックポイントでの印の受け取りもれ、チェックポイントの通過時間もれ、もしくはブルベカードの紛失は(どれだけ走者が走っていようと)失格の対象となる。**ブルベカードにすべてのチェックポイント通過の印を受理したことの確認は、走者の責任とする。

## 第10条

距離に応じて総走行時間の制限が設けられている。すなわち、(時間:分の形式で)200kmの場合13:30、300kmの場合20:00、400kmの場合27:00、600kmの場合40:00、そして1000kmの場合75:00である。

さらに、走者は各チェックポイントに、そのオープン、クローズの時刻の間に到着しなければならない。オープン、クローズ時刻はブルベカードにチェックポイントの情報と共に示されている。走者は、スタートからフィニッシュまでの間にある、すべてのチェックポイントにそれがオープンしている間に到着しなければならない。もし走者がクローズ後のチェックポイントに到着し、その遅れが不測の事態であり走者が管理できないこと(例えば交通事故の救助で停止した場合や道路の封鎖等)に起因するものと主催

者が認めた場合、主催者はタイムオーバーを不問にし、走者に走行を継続させることができる。自転車や装備の不良、疲労、体力不足、補給不足等は不測の事態ではなく、本人の管理できることなので、タイムオーバーの正当な理由にはならない。総走行時間の制限で認定は行われるが、上述のように各チェックポイントでもタイムオーバーしたならば失格となる。

#### 第11条

上記規則に対し、不正、詐称、故意の反則を行った走者は、ACP の開催するすべての行事から排除される。

#### 第12条

フィニッシュ地点では、走者はブルベカードにサインし、それを主催者に渡さねばならない。ブルベカードは内容をチェックされ認定番号が発行された後、走者に返却される。主催者がブルベカードを紛失した場合、ブルベカードの再発行は行われぬ。

ブルベは競争イベントではないので、クラス分けはしない。各ブルベの記念メダルを完走者は購入することができる。メダル購入希望者はブルベカードの該当欄にマークを記入する。支払いは完走時に行う。

#### 第13条

メダル:ブルベ完走達成を示すメダルは以下の種類がある: 200km には銅のメダル、300km には銀板のメダル、400km にはバーミリオン(辰砂)のメダル、600km には金のメダル、1000km には銀のメダル。メダルの意匠は各 PBP 開催後に変更される。メダルの価格は主催者によって設定される。

スーパーランドナー:一連のブルベ(200, 300, 400, 600km)を同一年内に完走した走者にこの称号が授けられる。この称号を持つ人々のためにメダルも用意されている。希望者は証拠書類をメダル料金と共に主催者に提出する。主催者は走者の各ブルベの認定番号を検査するまでメダル授与を留保することができる。

#### 第14条

ブルベは単独で開催されなければならない。ブルベ参加者が、ブルベ開催者と関連のある他のイベントに(同時に)参加していると見なされてはならない。(訳注: 例えば、参加する30名のうち10名はひとつのBRMとして走行し、他の人はそのBRMには参加している形になっておらず、全体としてはある走行会として企画される場合を想定している。)

#### 第15条

BRMに関連するすべての活性化活動、すなわち走者個人やクラブへの格付け、表彰、コンテスト等を行う権限は、その地域のACP representativeとその所属組織が独占的に所有する。

#### 第16条

主催者がスタート地点をどこの国に設定したとしても、そのBRMはACPのカレンダーにおいては主催者の所属する国のイベントとして掲載される。また主催者は必ず自己の所属する国のブルベカードを使用しなければならない。

隣接する国の代表者の許可が得られれば第一段に記述された自国の BRM のリストのほかに、(特に辺境地域の) 主催者は、隣接する国のBRMのリスト中にも「organisateur apparenté (仏) ; organizer connected (英) ; 隣接地の主催者」と記述して開催スケジュールを掲載することができる。

#### 第17条

ブルベに参加する際、主催者が発表する結果で個人名と総走行時間を公表されることに走者は同意しなければならない。走者の個人名の商業的な利用もしくは商業的な利用を目的とした第三者への通知は絶対に行われてはならない。

#### 第18条

ブルベに参加申請し出走するすべての走者は以下の行動に同意しなければならない:ブルベやその主催団体に関する苦情や質問は、ブルベ終了後 48 時間以内に、主催者に対して書面で提出しなければならない。主催者はその苦情を検討し見解を添え、フランス国内の場合には Audax Club Parisien の “Commission des Randonneurs” に、フランス国外の場合には各地域の ACP representative に判断を仰ぐために転送する。(訳注: 英文では “ACP person responsible” となっているが、仏文で記載された規則で確認したところ ACP representative であった。)

#### 第19条

最終判断に関わるすべての質問は、主催者とACP representativeの見解を添えてAudax Club Parisien 役員会に送付される。本規則が明示的に適用できない事象に対して起こりうるすべての苦情や質問に対して、Audax Club Parisien 役員会は最終決裁者となる。

2005年11月15日

英語版からの翻訳(仏語版参照): 下國 治、井手マヤ、齋藤喜康